

平成 30 年度第 3 回鎌倉市総合教育会議 議事録

- 1 開催日時 平成 31 年 2 月 5 日（火） 午後 3 時 00 分から午後 4 時 5 分まで
- 2 開催場所 鎌倉市役所本庁舎 2 階 議会全員協議会室
- 3 出席者 松尾市長、安良岡教育長、齋藤教育委員、
下平教育委員、山田教育委員、朝比奈教育委員
- 4 関係者 共創計画部長、教育部長、教育部次長、
こどもみらい部長、こどもみらい部次長、
こども支援課担当課長、発達支援室長、
健康福祉部長、地域共生課担当課長
- 5 事務局 共創計画部次長、企画計画課課長補佐
教育部次長（兼教育総務課担当課長）、教育総務課課長補佐
- 6 傍聴者 5 名

【議長（松尾市長）】

それでは、第 3 回鎌倉市総合教育会議を開会します。

ご多忙の中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、鎌倉市子ども総合支援条例の制定に向けた取組状況について外 2 件について、議論をしてまいりたいと思います。

そして、傍聴にお越しいただきました皆様、ありがとうございます。この会議の傍聴につきましては、教育委員会傍聴規則を準用いたしますので、ご協力をお願いいたします。

本日の資料につきましては、会議次第に記載のものを配付しております。ご確認くださいませようお願いいたします。

それでは、会議次第にあります、「(仮称) 鎌倉市子ども総合支援条例の制定に向けた取組状況について」を議題といたします。

こどもみらい部から、検討の経過報告をさせていただきますので、皆様から追加のご意見、ご質問等があればお願いいたします。

【こども支援課担当課長】

(仮称) 鎌倉市子ども総合支援条例の制定に向けた取組状況について、報告させていただきます。

本件につきましては、昨年 6 月 1 日開催の第 1 回総合教育会議で制定の趣旨やスケジュールの説明を、また、昨年 10 月 17 日開催の第 2 回総合教育会議では、条例検討仕様及びその概要を説明し、教育委員の皆様からご意見をいただきました。

本日は、資料1にこれまでの意見の聴取の状況と、今後のスケジュールをまとめました。また、資料2にこれまでの総合教育会議、子ども・子育て会議、庁内推進委員会でいただいた意見をまとめました。

まず、1の意見聴取の状況ですが、関係会議からは鎌倉市子ども・子育て会議で平成30年3月22日及び8月24日に意見を頂戴しております。総合教育会議では、平成30年6月1日及び10月17日にご意見を頂戴しております。

市の関連課からは、庁内推進委員会を含めて意見を照会して、随時、意見を聴取してございます。

子どもの意見につきましては、現在、小学校2校から協力いただきまして、御成小学校の6学年及び大船小学校の5学年を対象に、本年1月10日及び1月22日に各学年の全クラスの児童からご意見をいただいております。内容は、この条例をつくる趣旨につきまして、プロジェクターを使ってスクリーンで説明をした後に、自分の夢、やりたいこと、市や大人に手伝ってほしいこと等を書いていただいて、グループワークで共有し、その後、クラスの中で共有をしていただくという授業を合計6回行わせていただきました。中学校につきましては、市内中学校の生徒会に昨年12月から本年1月にかけて各中学校の生徒会役員に条例の検討資料の素案に対するご意見として、検討資料の概要を理解する意見をいただいております。

また、中学生、高校生につきましては、市内公立校連携生徒会がございまして、こちらの各校の生徒会の役員の生徒から、昨年12月から今年にかけて、条例検討資料に対するご意見を頂戴いたしました。

2の今後のスケジュール等の予定でございますが、鎌倉市子ども・子育て会議は、本年3月下旬と8月下旬に意見の聴取をさせていただきます。総合教育会議では、時期は未定ですがご意見を賜りたいと考えております。鎌倉市幼保小連絡会議は、本年3月下旬に意見の聴取をさせていただき、市の関連課からも随時、庁内推進会議を含めて意見を聴取いたします。市議会につきましては、本年2月定例会と9月定例会で取組状況について報告をする予定で考えてございます。本年12月の定例会で議案として提出する予定でございます。

その他、パブリックコメントですが、平成31年の未定月ということで、意見を頂戴いたしますが、夏ごろをめどに実施したいと考えております。

3の鎌倉市子ども・子育て会議の庁内推進委員会及び教育総合会議での主な意見でございますが、別添の資料2にまとめてございます。右上の注釈の米印に「【教】は総合教育会議、【子】は子ども・子育て会議、【庁】は庁内推進委員会」からのご意見であることを記しております。

1ページから2ページは全体の素案に対するご意見を、3ページからは表の左側が前回、総合教育会議でお示しをさせていただいた条例素案でございまして、右側の枠にはこれまで条例素案に対するいただいた意見を記載してございます。以下、左側にあります全文に対する意見を始め、目的、それから条例素案、それぞれに対する項目ごとの意見をまとめました。また、子どもからの意見につきましては、先ほど報告いたしましたように、主に本年1月に意見聴取を行ったことから、現在集計中で、本日は残念ながら資料としてお示しすることはできませんが、貴重な意見を数多くいただいております。現在、こども支援課ではこれまでいただいた意見を参考に条例の素案の修正案の作成に取り組んでいるところで、本日の総合教育会議ではこれまでお示ししている条例素案やこれまでいただいているご意見について、委員の皆様からお気づきの点がございましたらご意見

を賜りたいと思います。

今後、本日いただいたご意見も含め条例素案を修正し、次回以降の総合教育会議において、さらに修正案に対するご意見も賜りたいと考えております。よろしくお願いします。

以上で報告を終わります。

【議長（松尾市長）】

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

【下平委員】

昨年の総合教育会議で私ども教育委員会から、子どもたちの声を直接聞いてはどうだろうかとお申し上げたことを、実践してくださって、非常にありがたいと思っております。先ほどのお話の中では、6回、出前授業のような形で行って、スライドを提示してということでしたが、まずは子どもたちがそれを見て、好意的に受け止めているというか、歓迎しているというような状況だったか、子どもたちの手応えですね。

それと、今まとめてくださっているということではありますが、中でも特にプラス面マイナス面で印象に残っているものがあつたら、伺えたらありがたいと思います。いかがでしょうか。

【こども支援課担当課長】

小学校のこの5年生、6年生の子どもたちの授業での反応ですけれども、非常にいい反応をいただけたと思っております。自分たちには、子どもとして、一人の人間として大事なことがあると、生きることですとか、参加することですとか、守られることですとか、こういった大事なことがあつて、自分は大事な存在なのだということに、まず気がついたら、そういった印象を受けております。こういった貴重な体験を、条例に活かしていきたいと考えております。

それから、小学校の意見の中で、特に目立った意見なのですけれども、広場とか、ベンチとか、公園とか、遊び場所を増やしてほしいという意見が多くありました。あと、鎌倉の自然も大事にしていきたいというご意見もありました。喫煙場所を撤去してほしいとか、道路を広くしてほしいとか、そういう町の中で、子どもにとってこういうものがあるのだなというご意見が出ております。

例えば、教育現場の話でも、こども議会を実施しておりますが、より自由な意見ができるようにしてほしいという意見もございます。

子どもの相談をもっと多くできるようにしてほしいという意見もありました。

ポジティブな意見では、鎌倉市が日本で一番住みやすい町になるようになりたいというようなご意見もあります。

中学生の意見では、普段保護者が家にいないので、夜ご飯を食べられるようにしてほしいとか、そういった生活での意見もありました。あとは、中学校の中では子どもたちが意見を言える仕組みをつくってほしいというようなことでございます。

高校生の意見については、なかなかしっかりした意見が出ておまして、いじめや差別をできないようにすることも大事ですが、いじめや差別をしないようにするのも大事だという意見。それから、解決するというよりも、逃げ道をふやしてあげるというご意見、それから、いじめに関しては、

なぜいじめられているのかをはっきりさせておく、それから、いじめの後の救済の後の長期的なケアをする必要があるという意見。それから、切れ目のない支援という部分につきましては、中学、高校で将来を見通せるような目標を定める手伝いをしてほしい。それから、祖父母からの支援というようなどころでは孫育ての応援が、すばらしくていいと思ったというようなこと、それから、相談体制の強化については、自分からの相談だけでなく、学校とか、そういった外からの相談を聞いてもらいたい、聞いてもらう場がほしいと、そのようなご意見も集まったところでございました。

【下平委員】

ありがとうございます。最終的なご報告を楽しみにしています。私たちが思ったように、子どもたちの貴重な意見が具体的に出ましたね。未来を担う子どもたちのための条例ですから、全体的に、子どもたちにわかるような、いわゆる条例文じゃなくて、子どもたちが自分たちのためにこんなふうに大人たちが考えてくれているのだということがわかるような、よりわかりやすい文章に心がけてもいいのではないかと思います。

案の意見にも重なるのですが、野田市で、小学生を大人たちが誰も守れなかったという、本当に悲惨な出来事が起こりました。子どもたちの大人に対する信頼とか、学校に対する信頼は地に落ちていると思いますので、この機会に、「鎌倉市は、皆で子どもたちを守るよ」「子どもたちの未来を考えているよ」ということを、子どもたちにしっかり示したいですね。

お配りいただいた資料の7ページの虐待といじめへの対応というところについて、「虐待といじめを一緒にするのはどうなのか」という意見もありますので、別々にしてもいいのかなと考えます。虐待に関しては、本当に今、近々の課題だと思いますし、このまま手をこまねいてるとますますふえていく事態になります。以前も総合教育会議で申し上げましたけれども、児相ともしっかり連携して、とにかく早く事態を把握して、まずは引き離すということが第一。放置しておけば、どんどん親と子の強者弱者の関係性がエスカレートして、二人とも抜け出せないという事態になってしまいます。

それから、引き離した上で、また子どもが親の元へ戻る場所、安心・安全な場所をつくってあげないといけない。子どものケアももちろんですが、むしろ親に対するケアですね、精神的な安定を取り戻し、きちんと自分の心と行動を管理できる力を身につける訓練とか、そういうことも先々しっかり考えておかないと、ただ、一時期、相談所で保護して、そして親が反省したから、子どもがうそだって言ったからって、また戻りましたということでは、何の解決にもなりません。起こってからでは遅いので、そういうことを決して起こさぬように、鎌倉市では、真剣に考えてほしいと考えているところです。お願いいたします。

【議長（松尾市長）】

山田委員、お願いします。

【山田委員】

先ほどの説明で、学校の反応、子どもたちの反応を教えてくださいましたけれども、その中に、自分たちの大切な存在だということを、この条例が制定されることで感じたという意見がありまし

て、本当にそのように思ってもらえるなら、この条例も本当に意義あるものになると思いましたが、また学校で授業ですとか、子どもの意見を聴取するということが非常にいいアイデアだったのではないかなと思っています。

その中で、いろいろと意見があって、おそらく条例には含まれないようお願いごととか、こうなったらいいとか、もしかしたら文句かもしれないようなものとかあるのも思うのですが、そういったものは、ここに今回生かせなければ、ほかの部署での施策や何かに生かせるということもあると思うので、市のサービスとか、それから教育行政の中で、あそこならこれが解決できたり生かせるのではないかというものは、条例に含まれないから捨ててしまうというのではなくて、他部署で生かしていただいて、よりよくしていくことにつなげていただければありがたいと思います。

それから、私はこれを見ていて、子どもを守る、子どもが健やかに育つことを推進する条例だと思うのですが、権利ということが非常に強く出ていると感じているのです。皆、もちろん権利もありますけれども、義務もあるという、その両輪があって持ちつ持たれつで生きていると思うのですが、その中で5ページあたりを見ますと、市の責務、保護者の責務、市民の責務、施設の責務、事業者の責務というような感じでずっと続いていく中で、肝心の子ども自身の責務というのが抜けていると感じています。これは子どもを守るものだからあえてないのだという考え方もあると思うのですが、子どもたちは、自分たちは何も義務をしなくても、権利があるのだというように履き違えないためにも、あえてここに、子どもとしてこれだけの恩恵を受けて、皆に大事に育ててもらおうのであれば、その立場の子どもたちはどうあるべきかというものを入れたほうがいいのではないかと感じています。

特に、子どもというのは弱者だとか、皆が守らなくてはいけないという視点が多いと思いますし、実際、野田の事件などを思うと本当にそうだと思うのですが、一方で、少子化で甘やかされていたりとか、あるいは思春期だったりということで、私が見ているケースでは、逆に親はきちんとしているのに、子どもがわがままだったり、子どもが親を苦しめているというケースもあるので、ですから、必ずしも全て子どもが守られるべき存在だという強いレッテルができてしまうと、ちょっと履き違えられてしまうのではないかと心配もありますので、今、申し上げた点をご参考にしていただいて、どのような入れ方が良いかわからないですが、検討していただければありがたいです。

【議長（松尾市長）】

齊藤委員をお願いします。

【齊藤委員】

各学校というか、2校に抽出の形で意見を集約されたと思うのですが、それが、鎌倉市の子どもたちが考えていることであるというように捉えて、本当を言えば、ここに集約された資料があるのもっとよくわかったと思うので、口惜しいところがあります。今後、それを丁寧にまとめていただいて、そして次回、しっかりと条例にはこういうものがあって、こういう生かし方ができるのだということを実際に示していただけたら有り難いと思います。

特に、抽出で、意見、アンケート等々したところには、事後の授業ではないけど、出前授業でも

何でもいいので、丁寧に「こういう形で皆の意見は生きたよ」ということを示していただけたら有り難いと思います。

【こども支援課担当課長】

そのように、子どもたちや学校にフィードバックをして、条例が市内で浸透していくようにつながっていきたいと思います。

【議長（松尾市長）】

朝比奈委員、お願いします。

【朝比奈委員】

御成小学校の卒業生として、非常に感慨深いものがあるのだけれども、私たちが小学生のときに、こんなふう子どもたちが大人から意見を求められて、感想とかを言うチャンスってあったのだろうかと思うと、学校の中で児童代表委員会というのはたしかあったような気がするのだけれども、そこで我々が、子どもたちができたことって、多分、学校単位の中で皆が仲よくしていくためにはどうしたらいいとか、そういう話し合いまでだったと思うのですが、それがどんどん広がって、鎌倉市全体の子どもの支援につながるような情報提供になっていくのは、すごくうれしいことだろうなというように感じました。

だから、本当に形だけで終わるのではなくて、子どもたちがよりよく伸び伸びとできるように、しかも、小さな鎌倉市といえども、地域によって何となく感覚の差、環境の差、あると思うのです。このたび、小学校が2校、これは無作為の抽出なのか、意図したことなのかわかりませんが、またこれが腰越の港のほうになると、また感覚の違う意見がいただけるのかもしれないし、そういういろんなところの意見を何とかすくい上げていただいて、大変なのだけれども、ぜひ、すばらしい形になるように、私どもも協力させていただきたいと思います。私はこういうことができうれしく感じています。感想でございますが。

【安良岡教育長】

10月に、これについて教育委員さんからいただいたいろいろな意見をここにまとめているのですが、私も改めて見直すと、質問させていただきたいところがありますので、お願いしたいと思います。先ほど下平委員からもありました7ページの虐待及びいじめの対応のところ、子ども・子育てのところの虐待といじめは一緒の項目にしてよいのかなという意見があるのですが、これはどういう意味でこういうことを言っているのか。つまり、私も、5ページの基本理念のところ、差別、虐待、育児放棄、体罰、いじめなどと、いじめとほかのものは、大人と子どもと何か別なものかなと思ひ、ひとくくりにしてしまっているのかなということもあり、お伺いしたいと思います。その部分をお願いできますでしょうか。

【こども支援課担当課長】

こちらのご意見につきましては、いじめは通常、子ども同士で、虐待は強弱関係のある中で生ま

れるということが多いのかと思いますので、同じでくくらずに、二つに分けて条例でも規定することが適当ではないかなと考えておまして、修正していきたいと思っております。

【安良岡教育長】

そうすると、この基本理念のところもそのような形になるのであれば、次の6ページの8番の(3)も、全部同じように同列で書いてあるので、この辺も合わせて整理していただければと思います。そして、5ページの基本理念のところの(1)で「子どもがみずから意思表示できる尊重される環境」、そして(2)でも「一人の人間として尊重される」という、尊重されるということが二つ続いているが、(1)でも「人間として尊重される」、そういうことが大切なのですよということであれば、ここに同じような言葉が2回続かなくてもいいのかなと思いますが、この意味の違い。(1)では「尊重される環境」、下ではただ尊重されることと、この違いをもう一度教えていただければと思います。お願いします。

5ページの基本理念の(1)です。

大丈夫ですか。質問の趣旨はわかりますか。

【こども支援課担当課長】

もう一度、お願いします。

【安良岡教育長】

基本理念の(1)で「子どもが自ら意思表示ができ、尊重される環境が整えられる」となっていますが、人間として尊重されるということなのだろうと思います。そうすると(2)でも「子どもが一人一人の人間として尊重されること」と書いてあると、同じ内容なのかなと思いますが、その辺りは先ほどの差別、虐待、育児放棄、体罰といじめを分けるということであれば、その辺が少し整理できるといいのかなということです。同じことであればということですが、お願いします。

【こども支援課担当課長】

確かに同じ、子どもが一人の人間として尊重されるということであらわしていると思いますので、ここは、言葉が被らないように整理ができるかどうか、検討したいと思います。

【安良岡教育長】

もう一つ、基本理念のところの(3)で「子どもが何を思い感じながら行動、活動しているのか理解され、」というところで、子どもが何を思い感じながら行動するという、行動と活動が理解されというのは、大人が子どものそういう行動や活動を理解することなのだろうと思いますが、なかなか何を思ってそういうことをしているのかということが、理解されというのは、子どもが大人に理解されるようにそういうことをしなさいよということに受けとめられますが、その辺はいかがでしょうか。

【こども支援課担当課長】

この条例素案の表現が、理解されという、客観的な言い方になってしまって、主体的な言い回しではないというところが、もしかしたらよろしくないかと考えていまして、ここの部分については、大人が、子どもが、何を思い、感じながら行動、活動しているのかということを理解し、理解されることによって、子どもが自らの価値や力に気づいて、確信を持って、主体的に生きていくこと、こういったところを支援する。つまりは、ご指摘いただいているように、子どもの自己肯定感をまず理解して、自分の価値に気がつくことで主体的に生きていくということを支援する。これをもって、他者を大事にするということにも結びついていくと思いますので、このようなことを確認する意見に修正してまいりたいと考えているところです。

【安良岡教育長】

山田委員が言われたように、子どもは自分が、どのように行動したらいいのかということも踏まえて、そういう行動をしている子どもを、どう大人が支援していくかということが、多分ここに入っていればいいのだろうなと思います。

それともう一点、8ページと9ページの離婚前後という言葉と、祖父母からの支援という言葉がどうしてここに入っているのという意見がありますが、このあたりは今後どのようにされていく予定か、教えていただければと思います。

【こども支援課担当課長】

まず、離婚の文言につきましては、特に今、大きな項目で出しているのですが、市としては実際にできる内容というのは、おそらく相談を受けた際に、子どものこともきちんと考えて、最終的に決断を出されるというようなことを、相談の中でさせていただくと、お話しさせていただくと。そういうようなことが考えられるのかなということで、相談の項目の中で使うというような形に整理するのがよろしいのかなというふうに、今、庁内の推進委員会の中でもそういったご意見がありまして、今、修正の検討をしているところです。

それから、祖父母のところなのですが、こちらの素案の内容ですと、市の取組の中に祖父母がすべきだみたいな書き方になっているので、祖父母が、家族によって一律ということではないかと思うので、この辺は配慮する必要があるということと、それぞれの祖父母がということもさることながら、祖父母世代がその地域や家庭の状況に応じて支援をする、交流を、よく3世代の交流とか、子育ての世代と祖父母の世代が交流することによって、子どもの支援につながればいいということを、市の施策として推奨するというか、そういった立てつけにするほうがよろしいというふうに、今、修正案を考えているところです。

【安良岡教育長】

ありがとうございました。

【山田委員】

先ほどの6ページのところなのですが、7番の市民等の責務というところですが、市民と

言うと、当然この前後にある保護者も、それから当事者の子どもも、鎌倉市に住む全ての人がかかわるとなると、この辺の5から9あたりは重複する人が出てくると思うのですけれども、そうすると、7番だけが該当者がすごく広がって、それによって散漫になりがちなので、これは私の意見ですけれども、例えば「地域等の責務」として、子どもを取り巻く地域の支援という感じにして、そして、先程申しましたように、当事者の子どもはということで、子どもの責務というのをきちんと明文化するというのがわかりやすいのではないかと感じています。

今、教育長等もおっしゃったように、文章の目線がちょっとぶれているかなと思う部分を感じられるのと、1ページ目に非常にシビアな、具体性に欠けるとか、インパクトに欠けるというような意見もあって、それはどれを指して言っているかわからないのですけれども、そういう意味では、もう少しわかりやすくした方がいいのかなと感じるのと、いっそのこと本当に、小学校1年生でもわかるような簡単な、明快な、シンプルな、簡潔な文章にするというのも一つの手ではないかなと思います。今回の子ども条例ということで考えますと。

【議長（松尾市長）】

貴重なご意見をたくさんいただきましてありがとうございます。

下平委員がおっしゃっていただいたように、野田市の問題なども、おそらく議論すると相当いろいろな課題がございまして、そこについて、また改めてこういう中で議論をしていければと思っております。私自身も受けとめるとすると、絶対あってはならないことではあるというのは大前提ですが、今、さまざまな社会状況を見ると、起こり得る可能性もやはりあるなど、そういうことを考えると、我々もどのようにして、今の体制の中できちんと、そのようなことが起きないようにしていくかということについて、今一度、見直さなければいけないと思っています。この条例を考えていく中で、並行して市としても考えていきたいと思っています。ご意見ありがとうございます。

山田委員のご指摘の権利と義務の部分についても、非常に重要なところでありますし、前回、支援という言葉が前に出過ぎて誤解を招くというご指摘もあったところで、このあたりはもう少し議論を深めて、この条例の全体、受けとめられ方も含めて、きちっと組み立てを今一度再考すべきだと受けとめているところでございます。

ほかにはよろしいですか。

では、いただいたご意見、改めまして、議論を重ねて進めてまいりたいと思います。

続きまして2番目、小中学校におけるSDGs教育についてです。鎌倉は昨年6月にSDGs未来都市に選定されまして、市を挙げてこのSDGsに取り組んでいくというところでございます。管理職はSDGsバッジをつけているので、これ何と聞かれると説明する機会はあるのですけれども、なかなか一般市民の皆さんにまで浸透するというのは、本当に難しいと感じています。ましてや、子どもたちがSDGsということを経験として捉えて、それを学ぶというのは、そう簡単ではないと思うものですから、こういった点について各委員からも、お知恵やアイデアなどいただければと思っています。

それでは、まず説明を事務局からお願いします。

【事務局（共創企画部次長）】

全国的に先進的な活動をしている事例を1点紹介させていただいて、その後、教区委員会のほうから鎌倉市で取り組んでいる内容について説明をさせていただければと思っております。

具体的な事例といたしまして、東京都江東区立の柳川小学校というSDGs推進に向けた取組について、若干説明させていただきたいと思っております。こちらの学校では、ESD、Education for Sustainable Development、持続可能な開発のための教育という形で、地球規模の課題を、一人一人が自分のこととして捉え、その解決に向けて自分から行動を起こす力を身に着けることを目指すという教育に力を入れております。同校は、ユニセフスクールに認定され、生活科、総合的な学習の時間で、環境、多文化共生、人権、命、国際的な協力をテーマとした学習を行いまして、子どもたちに問題解決力、表現力、行動力を営んでいるという、こういう状況でございます。その、いわゆる活動が、一昨年の第1回のジャパンSDGsアワードにおいて、内閣総理大臣を本部長といたしますSDGs推進本部から、SDGs特別賞というものを受賞されております。さらに、今後の形になるのですけれども、ユニセフと外務省では、学校のための持続可能な開発目標ガイドというものを作成しておりまして、学校においてSDGsを取り入れる動きは活発になっていっているというふうな我々のほうでは承知しておりまして、そのような内容についてご報告させていただきました。

【教育部次長】

鎌倉市のSDGs教育の現状につきまして、紹介させていただきます。今、鎌倉市ではSDGsに特化した授業は全市的に取り組んでいるわけではございません。ただ、個別に学校を見ますと、例えば小学校では、社会科の授業ですとか、総合的な学習の時間において、例えば海のクリーンアップ活動ですとか、それからリサイクル活動。その他の授業で、その取組をしております。この取組は、SDGsを意識して行っているものではないのですが、ただ、SDGsの視点から見れば既存の授業を視点で見直せば、理念に沿った活動をしていると言えると思っております。

それが、例えば中学校の社会科においては一部でございますが、ある学校でSDGsに特化している学校がございます。これは、例えばこんな授業が行っているということを知りました。3回扱いで、1回目は貿易ゲームというものを行って、世界の経済活動や国家づくりを疑似体験して、SDGsの意味と必要性を考える。例えば2回目では、SDGsと自分がどうかかわるかを生徒みずから考えて、自分事として自分の幸せや価値観からSDGsを考える。3回目として、自己開示、それから他者理解を目標といたしまして、第2回で描いたビジョンをグループ内で共有する。最後はチームとして、学校で具体的に何ができるかを考える。こんな授業を行っている学校もございます。

冒頭申し上げましたように、全市的に行っているとは言えない状況ではございますので、課題といたしましては、SDGsの理念や活動につきまして、教職員に周知してSDGsの認識を高めてもらい、それを浸透させていく、そういったことが必要であろうという状況でございます。

【議長（松尾市長）】

では、ご意見等がございましたらお願いいたします。

【下平委員】

私、総合計画審議会委員でもあるのですが、今回、鎌倉市がSDGs未来都市に選ばれたことで、総合計画にもその視点を取り入れようと、熱心な話し合いを委員の皆さんとしています。

実際に委員になって詳しいご説明をいただくまで、恥ずかしいかな、このSDGsについて、言葉は知っていても詳細の理解というのはできていませんでした。

特に2030年までの世界という、特に小中学生にとってはまさに自分たちが担っていく世界のことですから、今ご説明にもありましたが、今の学習活動にそういう視点をしっかりと根づかせて、世界的な視野で、世界の子として、これからの世界をつくっていくのだという認識を持ってもらうことは、大事なことではないかと思うのです。

ですから、さらに付加してとなると教育現場にも負担がかかるでしょうけど、今行っている自分たちの学びがSDGsのどこどこに、どのように関わっているのだよということを、もう少し先生が口頭で説明してくださるだけでも、意識は変わってくると思います。

バッジのマークを各学校に掲げるとか、広報にも掲載されたSDGsの考え方を学校でも配布するとか。国連が2015に制定し、鎌倉市は未来都市に選ばれてもいますから、意識を高めていく働きかけは、ぜひ、今後も積極的に行っていっていただきたいと思います。

これは、小中学校だけではなくて、大人にも認識が広まっていくといいなと思います。

【議長（松尾市長）】

ほかにはいかがでしょうか。特によろしいですか。

それでは、次に行きたいと思います。ホストタウン交流を通じた国際理解の推進についてです。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を間近に控えてまいりまして、鎌倉市は昨年4月にフランスのセーリング連盟と事前キャンプの実施に関する協定を締結し、フランスのホストタウンとして登録されたところです。こうした機会に、小学生、中学生とも交流を深めて国際理解の推進を図ることができればと考えています。

来年度の事業計画を含めて、事務局から説明をお願いします。

【事務局（共創計画部次長）】

今、市長からもお話しいただきました、鎌倉市はフランス国ニース市との姉妹都市関係を通じまして、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるフランス国を相手国とするとホストタウンとなりました。フランスのセーリング競技代表チームの事前キャンプにおけるチームの宿泊や移動などの支援をするとともに、選手と市民との交流事業を実施していきたいと考えております。

セーリング競技は江ノ島で行われるため、これを契機に市内の児童及び生徒にオリンピック・パラリンピックについて基本的な内容を学んでもらうことと、参加国やセーリング競技の紹介などを通じて多様性や文化に対する理解を深めてもらおうとするものでございます。

具体的に取り組んでいく内容につきましては、資料3の内容で実施をしていきたいと思っております。

以上でございます。

【議長（松尾市長）】

これにつきまして、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

【山田委員】

私も、かねてから教育員会等で、国際感覚や異文化理解というのは、実際にそういう機会を持つことが一番の勉強だと申し上げております中で、こういうお話が上がって、とてもいい企画ですし、いい機会になると思っています。オリンピックが自国で行われるなんていうのは、生きている間に当たらない人もいるわけですから、そういう世代に、そういうときに学校にいたから、選手と交流できたというのは、後々も思い出になるのではないかと思いますし、実際にそれをどういうふうに運用していくかというのは、この機会を使っていくかというのは、いろんな考え方があると思うのですが、現場になる、会場になる海岸沿いとか、そういう学校は、もしかしたら中心になって手を挙げてくるかもしれないのですけれども、なるべく市の広い、オリンピックの会場から遠いところも含めて、いろんな生徒さんが希望すればかかわれるような募集の仕方をしていただければと思っています。

【議長（松尾市長）】

ありがとうございます。引き続き、学校だけではなく全体的に広められるように取り組んでまいりたいと考えております。

【齊藤委員】

私も、この事業について、すばらしい取組だと思っております。

まず、ホストタウン事業としての考え方を全体に広め、そして異文化の理解を深めることにより、改めて自分の国のよさも知ることにつながりますし、合わせて広い視野をもって、今でなくてはできない、すばらしい体験をさせることが、とてもいいことだなと感じています。

そうしますと、人数は限られてくると思うのですが、参加するところだけでなく、同じ鎌倉市内のある学校はこんな活動をしているとかという情報が伝われば、他の子どもたちも関心を持って、改めて国際的な考え方ができるのではないかと思います。ぜひ進めていただいて、子どもたちを育ててほしいと思っています。

【朝比奈委員】

本当に、私も東京オリンピックの年に生まれたものとしては、また東京オリンピックが始まるというのはすごくワクワクするものを感じますし、しかもそれで、選手が大勢、この鎌倉市にいらしていただくというのは、これはもう大きなチャンスであろうかと思います。

特に、ニース市と鎌倉市の、鎌倉と腰越のあたりの港の景色なのではないでしょうか。旅をしたことのある者に聞くと、あのあたりの眺めが似ているのだというふうにも伺いました。似ているから姉妹都市になったのかどうか、その辺は定かではないけれども、文化の共通点とか、あるいは違うところとか。選手の方ですから、小学生、中学生よりはもっともっと大人の方がみえるけれども、それで

も、逆に、先方のお国の方は、おそらく日本のことを余りご存じないわけだから、知っていただくチャンスだと思います。

これだけ、旅行者の方が多くみえていても、まだまだ特に選手としていらっしゃる方々は、多分、積極的に日本が好きで旅行しにくる方々とは違った方も大勢いらっしゃると思いますので、そういう方々とコミュニケーションをとって、国際的な感覚を養う。何度も申し上げるけど、大きなチャンスですので、ぜひこのチャンスを無駄にしないようにしたいと思うし、私も伝統文化の世界にある者として、ぜひ何らかの形で協力できればなと常に感じております。楽しみにしておりますので、どうぞよろしくお願いします。

【事務局（共創計画部次長）】

今、委員の皆様から、心強いバックアップのお言葉をいただきました。これから、また学校サイドにもお願いをしていくという部分もございます。さらに、市としても、今、フランスから、国際交流員として一人の方が来ていただいて、活躍していただいているという状況もあります。できるだけコミュニケーションをとりながら、一生に一度のチャンスかもしれないので、みんなで盛り上げていけるように取り組んでまいりたいと思います。

【山田委員】

今回の事業は学校が主体の事業、「学校における」ですから、学校で行うことだと思うのですが、せっかく選手の方々のスケジュール、それから勝ち進むのか、早々に負けてしまうのかというようなことにもかかわってくるかもしれないのですが、例えば、自由時間があるようでしたら、鎌倉市の家庭にホームステイしていただくとか、学校の枠を超えて、教育の、あるいは交流の場として、クリエイティブに考えていくといいのではないかと考えています。

【事務局（共創計画部次長）】

今のご意見、ここの場は総合教育会議という場なので、教育の部分で教育委員会という形で話させていただきました。全市的なものについても、検討はしていきたいと思っております。

【議長（松尾市長）】

ありがとうございました。

では、続きましては、報告事項2件となります。

まず、鎌倉市共生社会の実現を目指す条例の制定に向けた取組状況について、報告をお願いします。

【地域共生課担当課長】

本条例につきましては、昨年10月に開催されました、第2回の総合教育会議でご議論いただきました。そのご議論の成果を踏まえまして、さまざま検討いたしました。来る2月議会に、議案として提案いたしましたので、その内容について報告します。

お手元の資料4、鎌倉市共生社会の実現を目指す条例案をご覧ください。

この条例は共生社会を実現するための基本理念、市、市民、及び事業者の役割。基本的施策等を定めることを目的として制定しようとするものです。

前文では、様々な違いをもつ人々がお互いの個性と多様性を尊重し、ありのままにいられる社会が共生社会であること、しかし、現実にはいろいろな点で生きにくさを感じる人がいること、共生社会を実現するためには、周囲がその生きにくさを理解し、配慮を行うことが必要であることを述べております。

続きまして、条例本文です。第1条、目的では、この条例は市、市民及び事業者が協力しながら、市民一人一人が、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる社会を実現することを目的として定めたものでございます。

第2条、定義については、この条例で使用用語の定義をいたします。

次、第3条でございます。基本理念について、共生社会の実現にあたって基本となる理念として、一つ、個性や多様性の尊重。二つ、支え合い。三つ、社会参画の拡充を定めております。

第4条、市の責務等につきましては、共生社会を実現するための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を市は負うとともに、共生の重要性について理解を深めるため、市職員に対して啓発等を実施することを定めております。

第5条、市民及び事業者の役割につきましては、基本理念にのっとり、共生社会の実現に当たって必要となる認識や理解を相互に深め共生社会の実現に努めるものと定めます。

第6条、基本的施策につきましては、共生社会の実現に向けた基本的施策として、意識の形成、情報の授受における体制整備、物理的な環境の整備、地域づくり、推進体制の構築と改善の視点で整備し、定めるとともに、これらの施策が社会的障壁の解消の実施について、合理的な配慮につながるよう定めております。

第7条、市は、災害等への対応です。災害等への対応について、これは平常時と比べ、より細やかな対応性の配慮が必要との認識に立ち、独立した条項として規定しております。

第8条、計画等への反映等につきましては、この条例の実効性を高めるため、条例や行政計画の制定、評価にあたり、この条例の理念、基本的施策を尊重することや財政上の措置について規定します。

施行日は、平成31年4月1日を予定しております。

以上が条例の概要説明となりますが、前回第2回の総合教育会議においていただきましたご意見は、条例案の検討において、大変な重要なお指摘をいただいたものと認識しており、検討過程における大きな転機となりました。その後も議論を重ね、社会的障壁の解消だけではなく、市民の皆様と一緒に共生社会を進めていきたいという考えをより打ち出す修正を行って、今回の案を得た次第です。

机上に、1枚のイラストを配らせていただいております。現在、最新の「広報かまくら」2月1日号の3面に、共生社会の実現にむけてという小さい記事をつくっております、その中に用いたイラストでございます。あくまでこれは、我々が考える共生社会のイメージの断片に過ぎないとは思っているのですが、このような光景が当たり前のようにある鎌倉をめざしていくという気持ちで、条例はあくまでゴールではなく、第一歩であると思っておりますので、この条例をもとに、共

生社会の実現に向けて、さまざま努力していきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

【議長（松尾市長）】

ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

【安良岡教育長】

教育委員会でも、学校では、今インクルーシブ教育ということで、障害のある者、それからない者、共に学ぶこととして共生社会の実現に貢献しようという考え方でインクルーシブ教育を進めていますので、市長部局の皆さんとともに、こういう子どもたちをまた育てていきたいと思っており、いろいろ連携できればと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

【下平委員】

イラストをご紹介いただきましたが、本当に一目でわかり、ほのぼのとしていいなと感じます。お互いがお互いを笑顔で大事にし合える社会が、イメージとして湧いてくるので、こういうもので市民の皆さんに、鎌倉が考えている、助け合える、そしてお互いを大事にし合える社会を打ち出していけると、市民の感情に訴えて姿勢を変えていく、伝えていく、いい手段になるのではないかなと思ひます。

総合教育会議で、申し上げたことを考え、取り入れていただいて、ありがたいと感謝します。条例というのはどれもそうですが、できただけではなくて、それを生かしていくこと、具体的に何を実行するかが何より大事なポイントだと思うので、実際に私たちが活動レベルで認識できるようなものも引き続き、工夫して考えていかなければいけないのではないかなと思ひます。

社会での一つの例を挙げれば、携帯を見てヘッドフォンをして歩いていて、全く周りが目に入っていない状況を目の当たりにすることも増えました。自分を大事に生きるためには、自分を大事にすると同時に、他人のことも等しく大事にできることが重要なので、教育的視野からも子どもにも大人にもそういう視点を伝えなければいけないと感じました。ありがとうございました。

これからも引き続きよろしくお願ひします。

【齊藤委員】

この条例が示していますように、大事な共生社会を形成していくということは、学校でいえば子どもたちがインクルーシブ教育の中でいろいろ学んでいると思ひます。この大事な精神を、鎌倉市全体の人たち、皆さんに広げていけること、それがイコール、地域の大事な共生社会に繋がっていくというようなことだと、私はとても感じるのです。

そして、個々の子どもへの対応、また、地域の人々への対応も含めて共通理解をし、よりよい社会を形成していくということが大事だと思ひます。これを広めていくということ、切に願ひしています。3

【山田委員】

私もこのイラスト、とてもわかりやすいと思いました。これは参考にあるだけで、実際には条例には含まれないのですか。

【地域共生課担当課長】

条例には入らないです。

【山田委員】

広める際にすごくいいと思いますし、広めていく際に、こういうものをそれぞれ小中学校の生徒さんに書いてもらうとか、その方たちが考える、この条例から読み取る理想とする社会はどんなものかというようなものを、例えば、夏休みの宿題で書いていただくとか。そのような題材として、理解していただくのもとてもいいと思ったりしています。

例えば、先ほどの子どもの条例もそうですけれども、条例の文章は非常にしっかりしているので、すけれども固くて、あまり空気感が感じづらいので、こういうイラストの補助ですとか、例えば文章は仕方なくても、解釈ですとか、説明みたいなものが漫画みたいなもので、小学校の高学年から中学生で非常に絵が上手だったりする子もいますので、そのような子に書いてもらうとか、もう少しヒューマンな感じというのですか、温かい感じを出すと、こういう条例が言いたいこと、達成したいことが伝わりやすいのではないかと感じています。

【地域共生課担当課長】

ご指摘ありがとうございます。そこは我々も考えておりまして、条例が可決成立した場合には、平成31年度になります。その条例の中身をわかりやすく皆さんに理解していただけるようなパンフレットやリーフレットのようなものを作成する予定でおりますので、そのときには、今いただきましたご意見も踏まえながら、考えてまいります。ありがとうございます。

【議長（松尾市長）】

ほかによろしいでしょうか。

続きまして、鎌倉市教育大綱の重点的に取り組む施策に係る平成31年度の主な事業についてです。事務局から説明をお願いします。

【事務局（共創計画部次長）】

鎌倉市教育大綱の重点的に取り組む施策に係る平成31年度の主な事業につきましては、資料5のとおりです。それぞれの施策ごとに事業名、事業内容、平成31年度予算額などについて取りまとめて、載せさせていただいております。詳細につきましては、会議の時間等もございますので、説明は割愛させていただいて、資料提供とさせていただき、後日、確認をいただければと思います。

以上でございます。

【議長（松尾市長）】

特に何かお気づきの点はありますか。特によろしいですか。

では、来年度も教育大綱に定める重点目標に向けて、それぞれ具体的な取組を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に次回の開催について確認します。

【事務局（共創計画部次長）】

次回についてですが、今年度の会議は今回の開催をもって最後とさせていただき、次回は来年度とさせていただければと考えております。次回の日程につきましては、追って各委員にご連絡をさせていただきたいと思っております。

また、傍聴にお越しになられている方につきましては、「広報かまくら」やホームページなどでお知らせをしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【議長（松尾市長）】

次回は来年度ということでさせていただきます。

では、これをもちまして、第3回の総合教育会議を閉会といたします。ご協力ありがとうございました。